

# 憲 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1～2 ページにあります。

# 憲 法

## 〔問題〕

次の事案を読み、下の問に答えなさい。

## 〔事案〕

〔1〕 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法 20 条）施設である。

〔2〕 S 市立公民館においても、公民館主催の様々な講座・行事が行われているほか、住民の各種文化団体が公民館を利用して活動を行っている。S 市立公民館では、「公民館たより」を毎月発行し、公民館の講座や行事の案内に加え、各種文化団体の活動を紹介している。

〔3〕 S 市の住民が立ち上げた「S 市俳句会」（以下「本件句会」という。）は、句会を S 市立公民館において毎月開催していた。20X1 年 10 月末ころ、S 市公民館長より、本件句会の俳句を公民館が毎月発行する「公民館たより」に掲載してはどうかとの提案があり、本件句会代表はその提案を了承した。それ以来、本件句会が選出した秀句は「公民館たより」に掲載されてきた。

〔4〕 20X2 年 6 月、本件句会のメンバー X が「梅雨空に 「憲法守れ」の 女性デモ」との俳句（以下「本件俳句」という。）を詠んだところ、本件句会代表から特選の評価を受け、会員から最も多くの票を獲得し秀句として選出された。

〔5〕 S 市公民館長は、本件句会の代表に対し、「公民館たより」に本件俳句を掲載することはできない旨伝え、本件俳句は「公民館たより」に掲載されなかった（以下「本件不掲載決定」という。）。S 市公民館長は、「公民館たより」に本件俳句を掲載することができない理由として、本件俳句の内容が政治的に偏っており、それを「公民館たより」に掲載することは公民館の政治的中立性に反すること、「公民館たより」の発行主体は S 市立公民館であってどのような記事を掲載するかの判断は公民館長がなしうることを挙げていた。

〔6〕 X は、本件不掲載決定にショックを受け、裁判で争うことを考え、知人の弁護士 P に相談した。弁護士 P の所属法律事務所では同僚弁護士の間で、X の事件について話し合いをもった。

問1 ある若手弁護士は、本件不掲載決定について X の表現の自由の侵害として問題にしようのではないかと主張したが、他の弁護士の多くからその主張は難しいと指摘された。本件において表現の自由侵害の主張がなぜ難しいのかを説明しなさい。

問2 ある弁護士は、最高裁判例（船橋市西図書館事件判決（最 1 小 2005（平成 17）年 7 月 14 日民集 59 卷 6 号 1569 頁）によれば、「公立図書館の職員である公務員が、閲覧に供されている図書の廃棄について、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをすることは、国家賠償法上違法となる。」とされていることを指摘し、本件不掲載決定についてもこの判例に基づいて国家賠償法 1 条 1 項に基づく慰謝料の支払いを求めることは可能であると主張した。この主張の趣旨を説明したうえで、それに対してどのような反論がありうるかについても論じなさい。